

那覇市まちかど健診協働事業報奨金交付要綱

平成26年3月26日
健康部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定健診の受診率向上を図ることを目的にまちかど健診を実施する対象団体に対して、予算の範囲内において交付する那覇市まちかど健診協働事業報奨金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定健診 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する特定健康診査をいう。
- (2) まちかど健診 集団で行う特定健診をいう。
- (3) 報奨金 まちかど健診協働事業報奨金をいう。
- (4) 対象事業 報奨金の交付対象となる事業をいう。
- (5) 市国保加入者 那覇市国民健康保険に加入する40歳以上の者をいう。

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、実施団体が主体となって市国保加入者に対して実施するまちかど健診業務とする。

(対象団体)

第4条 事業の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次に掲げる団体とする。

- (1) 自治会
- (2) 商店街で組織する団体
- (3) 同業種組合で組織する団体
- (4) その他市長が認める団体

(報奨金額)

第5条 報奨金の額は、市国保加入者のまちかど健診受診者数に応じ、次のとおりとする。

まちかど健診受診者のうち市国保加入者の数	報奨金額
1人以下	0円
2人以上10人未満	1万円
10人以上15人未満	3万円
15人以上20人未満	5万円
20人以上30人未満	7万円
30人以上40人未満	9万円
40人以上50人未満	10万円
50人以上	12万円

(事業計画書等の提出)

第6条 報奨金の交付を受けようとする対象団体（以下、「実施団体」という。）は、まちかど健診の14日前までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) まちかど健診事業計画書(第1号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第7条 実施団体は、まちかど健診終了後30日以内に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 報奨金交付申請書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

(報奨金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは報奨金の交付を決定し、実施団体に対し報奨金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(請求の手続)

第9条 実施団体は、前条の報奨金交付決定通知書を受けた場合は、速やかに請求書(那覇市会計規則で定める請求書)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前にまちかど健診を実施した対象団体については、第6条中「まちかど健診の10日前までに」とあるのは「この要綱の施行の日から30日以内」と、第9条中「まちかど健診終了後30日以内」とあるのは「この要綱の施行の日から30日以内」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。